

一般社団法人島田市観光協会  
賛助会員規程

(目的)

第1条 この規定は、定款第5条の規定に基づき、一般社団法人島田市観光協会（以下「当法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は定款第5条の規定による、次の2種類とする

- (1) 個人会員
- (2) 法人・団体会員

(賛助会員の資格)

第3条 賛助会員は当法人の事業に賛同し、賛助するために入会したものとし、賛助会員として認めたものとする。

(入会)

第4条 賛助会員として新たに入会しようとする個人又は団体は、賛助会員入会申込書（別紙第1）により、代表理事に申し込まなければならない

- 2 入会の可否は理事会での審査を経て、理事会の承認を受けた後、決定する。
- 3 ただし、年度途中の入会の場合は都度理事会において、理事会の承認を得なければならないものとする。

(会費)

第5条 賛助会費は以下のとおりとする。

- 1 会費は年会費とし、毎年4月1日から翌3月31日までの年度の単位とし、5月末日までに納入しなければならない。
- 2 年額 5,000円以上（一口5,000円）。

(会費の納入)

第6条 賛助会費の年会費は当法人の所定の方法により納入しなければならない。会費の請求は、加入承諾書兼会費納入通知書（別紙第2）をもって行う。

- 2 賛助会費が1年間以上納入されない場合は、当規定に定めるところにより会員資格

を喪失する。

(退会)

第7条 賛助会員は、理事会において別に定める退会届(別紙第3)により、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 3 第5条の賛助会費が1年間以上未納の場合は、退会したものとみなす。
- 4 毎年2月末日までに退会の届け出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申し込みをしたものとみなす。

(会員資格の喪失)

第8条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告を受け、若しくは賛助会員である団体が解散・消滅したとき
- (3) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき
- (4) 正当な理由がなく、6条および7条に定める支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 除名したとき

(除名)

第9条 賛助会員が次のいずれかに該当するときは、当協会が勧告することなく理事会の決議により除名することができる

- (1) 成年被後見人または被保佐人となっている個人
- (2) 賛助会員が当法人の定款その他の規則に違反したとき
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織との関わりが認められる、若しくは疑われる個人及び法人。島田市暴力団排除条例(平成24年10月1日条例第31号)または静岡県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した、もしくは疑われる個人及び法人並びに団体。
- (4) 前項を含む各法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの個人
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの個人
- (6) 賛助会員が当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をし、損害を与えた場合
- (7) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき
- (8) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の特典)

第10条 賛助会員は、次の特典を享受することができる

- (1) 当法人が発信する情報をメールで受け取ることができる。(メール登録要申請)
- (2) 当法人が主催する花火大会の栈敷券を進呈
- (3) 当法人が運営する TOURIST INFORMATION おおいなびの緑茶水道利用券を進呈
- (4) 当法人が主催・共催する会員向けの研修会の実施、会員間の情報交換の支援
- (5) その他当法人が必要と認めたこと

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める

附則

この規定は、令和7年4月1日から適用する